

中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画

平成28（2016）年10月

広島県大竹市

目 次

1 「大竹市環境基本計画」の見直しについて	1
2 重点施策(重点プロジェクト)の変更について	1
(1) 優先順位の設定について	1
(2) 中間評価等に基づく変更後の重点施策(重点プロジェクト)について	2
◎ 【変更後】プロジェクト-5：情報発信プロジェクト	3
◎ 【変更前】プロジェクト-5：情報発信プロジェクト	4
◎ 【変更後】プロジェクト-4：環境パートナーシッププロジェクト	5
◎ 【変更前】プロジェクト-4：環境パートナーシッププロジェクト	6
◎ 【変更後】プロジェクト-2：不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト	7
◎ 【変更前】プロジェクト-2：不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト	8
◎ 【変更後】プロジェクト-3：花いっぱい運動プロジェクト	9
◎ 【変更前】プロジェクト-3：花いっぱい運動プロジェクト	10
◎ 【変更後】プロジェクト-1：臭気対策検討プロジェクト	11
◎ 【変更前】プロジェクト-1：臭気対策検討プロジェクト	12
3 基本施策の変更について	13
◎ 基本施策②-5：化学物質・土壌汚染対策の推進	13
◎ 基本施策④-1：地球温暖化対策の推進	14
◎ 基本施策④-2：ごみの削減と適正処理の推進	16
◎ 基本施策⑤-1：環境学習・教育の推進	17

1 「大竹市環境基本計画」の見直しについて

本市では、「人と産業と自然が共生する持続可能で快適な大竹市」を実現するため、平成22年3月に「大竹市環境基本条例」を制定しました。

そして、この条例に基づき環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、平成23年3月に「大竹市環境基本計画（以下、「現環境基本計画」という。）」を策定しました。

現環境基本計画では、計画期間を平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間と定め、望ましい環境像「人・産業・自然・環境共生都市おおたけ～みんなでつくる快適なまちを目指して～」を実現するため、基本施策及び重点施策（重点プロジェクト）を掲げ、それぞれの取組を進めてきました。

このうち、本市の望ましい環境像の実現に向けて、市が早急に実施する必要がある施策及び環境課題として重要な施策を重点施策（重点プロジェクト）として位置づけ、特に優先的かつ重点的にこれまで取り組んできました。

そして、この重点施策（重点プロジェクト）については、計画期間の5年目に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うことを、現環境基本計画で定めているところです。

このため、今回、見直しの実施に当たり本市の環境に関する意識について市民アンケート調査を実施のうえ、「大竹市環境審議会」による市民アンケート調査結果の分析等による中間評価及び答申、並びに庁内に設置の「大竹市環境調整会議」による現環境基本計画の見直しに係る協議、調整等を経て、次のとおり現環境基本計画の一部を変更しました。

今後は、現環境基本計画を基本に、併せて今回の「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」を踏まえ、現環境基本計画の計画期間の後期の期間（平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）において、本市の環境保全にとってより適切かつ効果的な施策の推進に取り組めます。

2 重点施策（重点プロジェクト）の変更について

（1）優先順位の設定について

平成23年3月に現環境基本計画を策定以降、これまで5年間、重要な施策として取組を進めてきた5つの重点施策（重点プロジェクト）について、それぞれ次のとおり変更します。

現環境基本計画の計画期間の中間年度である平成27年度末までの重点施策（重点プロジェクト）への取組の進捗状況及び取組の成果、並びに今回の「大竹市環境審議会」の答申及び「大竹市環境調整会議」による協議結果等を総合的に勘案し、本市における環境保全に係る今後の取組について、より効率的、効果的な施策の推進を図る観点から、5つの重点施策（重点プロジェクト）について、次のとおり取組への優先順位を設けることで、より積極的に取り組むこととします。

重点施策（重点プロジェクト）への取組の優先順位

- 1 プロジェクト-5 情報発信プロジェクト（情報発信）
- 2 プロジェクト-4 環境パートナーシッププロジェクト（連携）
- 3 プロジェクト-2 不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト（環境美化）
- 4 プロジェクト-3 花いっぱい運動プロジェクト（環境美化）
- 5 プロジェクト-1 臭気対策検討プロジェクト（臭い）

（２）中間評価等に基づく変更後の重点施策（重点プロジェクト）について

中間評価等に基づき、現環境基本計画に掲げる重点施策（重点プロジェクト）を次のとおり変更します。

なお、今回の重点施策（重点プロジェクト）の変更にあたっては、本市が平成28年3月に現環境基本計画の上位計画である「第五次大竹市総合計画（わがまちプラン）」の後期基本計画を策定したことに伴い、このわがまちプラン後期基本計画との整合性を図るための変更も併せて行っています。

また、現環境基本計画では、重点施策（重点プロジェクト）の具体的な取組及びスケジュールについては、中間評価を実施する平成27年度までの記載となっています。**【変更前の重点施策（重点プロジェクト）】**

このため、今回の重点施策（重点プロジェクト）の変更に併せ、これまでの進捗状況等を踏まえ、平成28年度以降の具体的な取組及びスケジュールについて、新たに計画を策定しました。**【変更後の重点施策（重点プロジェクト）】**

※ なお、変更後の重点施策（重点プロジェクト）のうち、変更前の重点施策（重点プロジェクト）からの変更箇所については、ゴシック体で表記しています。

プロジェクト5：情報発信プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、本市の環境について、あらゆる情報をよりわかりやすく市民に情報発信することで、環境保全に対する市民意識の高揚を図るものです。

現環境基本計画の見直しに当たり、平成28年1月に実施したアンケート調査結果では、現環境基本計画の策定時に比べて、「公害のまち」というイメージを持っている市民が約2割減少したものの、依然として多くの市民が市の環境に対する悪いイメージを持っています。

このため、本市の環境の改善が図られていることが実感できる正しい情報の発信が重要であり、本プロジェクトを最も優先的な取組とし、市が実施の大気・水質測定などの結果や各団体や事業所などが行う環境保全活動の情報を、市広報や市のホームページをはじめ、さまざまな情報媒体を活用して、市民にわかりやすい情報の発信や提供に積極的に取り組みます。

また、こうした環境情報の積極的な発信により、本市が環境都市を目指し、取り組んでいることが市内外に認識されるとともに、現在の本市の大気の状態などが他自治体と比較してあまり変わらない状況であることが理解され、市の環境に対する悪いイメージの払しょくにつながります。

イ 取組の内容

- ①「大竹市環境白書」の充実及び定期的な発行
- ②各団体などの環境保全活動情報の発信
- ③事業所などの環境保全活動情報の発信
- ④環境出前講座情報などの発信
- ⑤計画の進捗状況のわかりやすく効果的な発信

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
①「大竹市環境白書」の充実及び定期的な発行					
② 各団体などの環境保全活動情報の発信					
③事業所などの環境保全活動情報の発信					
④環境出前講座情報などの発信					
⑤計画の進捗状況のわかりやすく効果的な発信					

エ 目 標

- わかりやすく、効果的な情報発信を積極的に行います。

【 変 更 前 】

プロジェクト５：情報発信プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、本市の環境について、あらゆる情報をよりわかりやすく市民に情報発信することで、環境保全に対する市民意識の高揚を図るものです。

環境の情報は、一般的に大気、水質、騒音・振動の測定結果をはじめとして専門用語が多く、大変わかりにくいものです。

そこで、よりわかりやすい情報の発信をテーマに、市が大気・水質測定などの結果や各団体や事業所などが行う環境保全活動の情報を市広報やホームページなどを活用し、積極的に市民に発信する情報ステーションの役割を担います。

この環境情報の発信により、本市が環境都市を目指し、取り組んでいることが市内外に認識されるとともに、現在の本市の大気汚染状況などが他自治体と比較しても、特に汚染されている状況ではないことも理解され、公害イメージを払しょくすることにつながります。

イ 取組の内容

- ①「大竹市の環境」の再編集
- ②各団体などの環境保全活動情報の発信
- ③事業所などの環境保全活動情報の発信
- ④環境出前講座情報などの発信
- ⑤計画の進捗状況の発信

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年～
①「大竹市の環境」の再編集					
②各団体などの活動情報の発信					
③事業所などの環境保全活動情報の発信					
④環境出前講座情報などの発信					
⑤計画の進捗状況の発信					

エ 目 標

- わかりやすい情報発信を積極的に行います。

プロジェクト4：環境パートナーシッププロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、本市の環境保全活動を積極的に推進していくため、市民、事業者、市が連携して取り組む体制を構築します。

また、市内には、大竹市公衆衛生推進協議会、えこらいふ大竹、おおたけホテルを育てる会などの環境保全活動を行っている団体がありますが、各団体は個々で活動しており、団体間の連携や市との連携も少ない状況です。

本市の環境保全にとって、より実効性の高い施策を推進する観点から、今回の見直しにより本重点施策（重点プロジェクト）を優先順位の上位に位置づけたところであり、今後、積極的に取組を進めます。

このため、市が主体となり、市と各団体、学校と各団体、事業者と学校など、市民、事業者、環境関係団体、教育機関及び行政が相互に連携し、環境保全活動が積極的に展開できる仕組みを構築します。

イ 取組の内容

- ①各団体と市の連携の場の構築
 - ◇環境ネットワーク会議の設置（環境座談会の発展）
- ②事業者と市の連携の場
 - ◇環境連絡協議会の活用
- ③学校・公民館などへの情報の提供
- ④環境出前講座の講師登録制度の研究

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
①各団体と市の連携の場の構築					▶
②事業者と市の連携の場（環境連絡協議会の活用）					▶
③学校・公民館などへの情報の提供					▶
④環境出前講座の講師登録制度の研究					▶

エ 目 標

- 平成 32(2020)年度までに市民・事業者・環境関係団体・教育機関・市の連携体制を確立します。

【 変 更 前 】

プロジェクト４：環境パートナーシッププロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、本市の環境保全活動を積極的に推進していくため、市民、事業者、市が連携して取り組む体制を構築します。

また、市内には、大竹市公衆衛生推進協議会、えこらいふ大竹、おおたけホテルを育てる会などの環境保全活動を行っている団体がありますが、各団体は個々で活動しており、団体間での連携や市との連携も少ない状況です。

市がそれぞれの団体などをつなぐ役割を担うことで、市と各団体、学校と各団体、事業者と学校などで連携した環境保全活動が展開できる仕組みを構築します。

イ 取組の内容

①各団体と市の連携の場の構築

◇環境ネットワーク会議の設置（環境座談会の発展）

②事業者と市の連携の場

◇環境連絡協議会の活用

③学校・公民館などへの情報の提供

④環境出前講座の講師登録制度の研究

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年～
①各団体と市の連携の場の構築					
②事業者と市の連携の場（環境連絡協議会の活用）					
③学校・公民館などへの情報の提供					
④環境出前講座の講師登録制度の研究					

エ 目 標

- 平成 27(2015)年度までに市民・事業者・市の連携体制を確立します。

プロジェクトー2：不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトでは、市内での不法投棄・ポイ捨ての撲滅を目指します。

不法投棄の実態を巡回パトロールなどにより適切に把握し、地域や学校を通じ、また、**ごみ収集カレンダーや市広報への掲載、ホームページの活用などで市民に広く周知することで**、不法投棄されない環境づくりを整えます。

また、**不法投棄・ポイ捨て対策については、関係機関との連携が不可欠です。このため大竹市自治会連合会、大竹警察署、大竹市公衆衛生推進協議会及び庁内関係部局で構成する「大竹市不法投棄対策連絡会」などを活用し、連携の強化を図ります。**

イ 取組の内容

①実態の把握

◇巡回パトロールによる市域内の不法投棄・ポイ捨てなどの状況の把握

◇**不法投棄・ポイ捨てマップ及び重点警戒区域の更新**

②**不法投棄巡回パトロールマニュアルの現状に即した効果的なマニュアルへの見直し及び充実**

③周知・啓発（地域・学校などでの周知，市広報やホームページでの周知）

④不法投棄の巡回パトロールや監視の強化（休日パトロール・関係機関合同パトロール，監視カメラの設置など）

⑤自治会・大竹警察署・大竹市公衆衛生推進協議会，庁内関係部局，県などとの連携（大竹市不法投棄対策連絡会，広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会）

⑥自治会，大竹市公衆衛生推進協議会などによる市民監視員などとの連携の強化

⑦ポイ捨て条例の検討

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
①実態の把握					▶
② パトロールマニュアルの見直し及び充実					▶
③周知・啓発					▶
④巡回パトロールや監視の強化					▶
⑤関係機関との連携					▶
⑥ 市民監視員などとの連携の強化					▶
⑦ポイ捨て条例の検討			▶		

エ 目 標

●平成 21 (2009) 年度に 150 ヲ所あった不法投棄箇所を平成 32 (2020) 年度までに 30 ヲ所に削減します。(集計の変更により、平成 21 年度の箇所数を 177 ヲ所から 150 ヲ所に変更しています。)

【 変 更 前 】

プロジェクト2：不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトでは、市内での不法投棄・ポイ捨ての撲滅を目指します。

不法投棄の実態を巡回パトロールなどにより適切に把握し、地域や学校を通じ、また、市広報やホームページで市民に広く周知することで、不法投棄されない環境づくりを整えます。

また、不法投棄・ポイ捨て対策については、自治会をはじめとして警察・県などの関係機関との連携は不可欠です。不法投棄対策連絡協議会を活用し、連携の強化を図ります。

イ 取組の内容

①実態の把握

◇巡回パトロールによる市域内の不法投棄・ポイ捨てなどの状況の把握

◇不法投棄・ポイ捨てマップの作成（重点警戒区域の設定）

②不法投棄巡回パトロールマニュアルの作成

③周知・啓発（地域・学校などでの周知，市広報やホームページでの周知）

④不法投棄の巡回パトロールや監視の強化（休日パトロール・関係機関合同パトロール・監視カメラの設置など）

⑤自治会・警察・庁内関係部局・県などとの連携（不法投棄対策連絡協議会）

⑥自治会などによる市民監視員の設置の検討

⑦ポイ捨て条例の検討

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年～
①実態の把握					
②パトロールマニュアルの作成					
③周知・啓発					
④巡回パトロールや監視の強化					
⑤関係機関との連携					
⑥市民監視員の設置の検討					
⑦ポイ捨て条例の検討					

エ 目 標

- 平成 21(2009)年度に 177 箇所ある不法投棄箇所を平成 27(2015)年度までに 30%削減，平成 32(2020)年度までに 50%削減させます。

プロジェクト3：花いっぱい運動プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、自治会、シニアクラブ、各団体、事業者などが地域の環境美化のため自主的な活動として公園、学校、空き地、河川敷などの公共的空間に花を植えることで、景観の向上を図り、花いっぱいの潤いあるきれいで快適なまちづくりを推進します。

市内の公園については、現在も自治会などの協力により草刈や清掃などについて地域での環境美化活動が進められ、市は、物品の支給や備品の貸出などの支援を行っています。

また、その他にも自主的に道路沿道などに花壇などを整備している各団体や**大竹市**公衆衛生推進協議会が実施しているアドプト制度に取り組んでいる団体もあります。

しかしながら、多くの団体は、毎年の花の種代などの資金面の確保などで維持管理を持続することが困難な状況にあります。

本プロジェクトにおいて、**持続可能な花壇づくりを支援する仕組みの構築など、参加団体の拡大に向けた効果的な実施方法などについて検討します。**

イ 取組の内容

①実態調査

- ◇実態の把握（市内の状況を把握）
- ◇公園・道路などの関係部局との調整
- ◇他自治体の事例の研究

②実施内容の検証及び効果的な実施方法などの検討

③実施及び参加拡大への積極的な啓発

ウ 具体的取組とスケジュール

取組	年 度				
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
①実態調査	▶				
②実施内容の検証及び効果的な実施方法などの検討	▶				
③実施及び参加拡大への積極的な啓発	▶				

エ 目 標

- 市民・事業者などが自主的に維持管理する公共的空間の花壇などを、平成 32(2020)年度までに 30 カ所に増やします。

【 変 更 前 】

プロジェクト3：花いっぱい運動プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、自治会、シニアクラブ、各団体、事業者などが地域の環境美化のため自主的な活動として公園、学校、空き地、河川敷などの公共的空間に花を植えることで、景観の向上を図り、花いっぱいの潤いあるきれいで快適なまちづくりを推進します。

市内の公園については、現在も自治会などの協力により草刈や清掃などについて地域での環境美化活動が進められ、市は、物品の支給や備品の貸出などの支援を行っています。

また、その他にも自主的に道路沿道などに花壇などを整備している各団体や公衆衛生推進協議会が実施しているアドプト制度に取り組んでいる団体もあります。

しかしながら、多くの団体は、毎年の花の種代などの資金面の確保などで維持管理を持続することが困難な状況にあります。

本プロジェクトにおいて、持続可能な花壇づくりを支援する仕組みを検討します。

イ 取組の内容

①実態調査

- ◇実態の把握（市内の状況を把握）
- ◇公園・道路などの関係部局との調整
- ◇他自治体の事例の研究

②実施内容の検討

③実施

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年～
①実態調査	■				
②実施内容の検討		■	■		
③実施				■	■

エ 目 標

- 市民・事業者などが自主的に維持管理する公共的空間の花壇等を増やします。

プロジェクト1：臭気対策検討プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、市内で臭いを感じる場所や臭いの強さ・種類などの現況把握をはじめとして、他自治体における悪臭対策への取組状況の調査、専門家による意見などを参考に、臭気の解消、改善への最も効果的な方法などについて検討を進めます。

その際、臭気対策検討会の設置の必要性、また臭気の解消・改善のための方法として、臭気指数規制の導入の是非や「大竹市悪臭公害防止対策指導要綱」の見直しの要否などについて検討し、具体的な方針を決定します。

また、市民・事業所・市において、臭気対策に関する話し合いの機会を積極的に持つことで、臭気解消への連携した取組、併せて事業所独自のさらなる取組を推進します。

イ 取組の内容

①調査研究

- ◇環境監視パトロールによる市域内の悪臭状況の把握
- ◇悪臭マップの作成
- ◇他自治体の臭気対策の取組の調査研究
- ◇専門家からの意見を聴取

②臭気対策検討会設置の必要性の検討

③臭気指数規制（人の嗅覚により悪臭の程度を判定）の導入の是非及び「大竹市悪臭公害防止対策指導要綱」の見直しの要否などの検討

④市民・事業所・市の連携

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
①調査・研究					
②臭気対策検討会設置の必要性の検討					
③臭気指数規制の導入の是非の検討					
④「大竹市悪臭公害防止対策指導要綱」の見直しの要否の検討					
⑤市民・事業所・市の連携					

エ 目 標

- 平成 32 (2020) 年度までに臭気対策に対する方向性を確立します。

【 変 更 前 】

プロジェクト1：臭気対策検討プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、市内で臭いを感じる場所や臭いの強さ・種類などの現況把握をはじめとして、他自治体での悪臭対策の実例調査、専門家による意見などを参考に、臭気をどのようにして改善していくことが最良であるのかを臭気指数規制の導入や要綱改正なども含め抜本的に検討します。

また、市民・事業所・市において、臭いについての話し合いの機会を積極的に持つことで、連携した臭気対策を推進します。

イ 取組の内容

①調査研究

- ◇環境監視パトロールによる市域内の悪臭状況の把握
- ◇悪臭マップの作成
- ◇他自治体の臭気対策の取組の調査研究
- ◇専門家からの意見を聴取

②臭気対策検討会の設置

③臭気指数規制（人の嗅覚により悪臭の程度を判定）の導入の検討

④市民・事業所・市の連携

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年～
①調査・研究	■	■			
②臭気対策検討会の設置		■	■		
③臭気指数規制の導入の 検討			■	■	■
④市民・事業所・市の 連携	■	■	■	■	■

エ 目 標

- 平成 25 (2013) 年度までに臭気対策に対する方向性を確立します。

3 基本施策の変更について

現環境基本計画では、本市の望ましい環境像の実現に向け、13項目の基本施策及び環境課題として特に重要な5項目を重点施策（重点プロジェクト）としてそれぞれ掲げ、市が主体となり、市民及び事業者がそれぞれの役割を担いながら取組を進めているところです。

このうち、今回、重点施策（重点プロジェクト）について、現環境基本計画の規定に基づき中間評価等により見直しを行ったうえで、施策の一部について変更を行ったところです。

その際、基本施策についても、関係法令の改正、あるいは上位計画である「第5次大竹市総合計画（わがまちプラン）」の後期基本計画の策定等に伴い、各基本施策に掲げる目標について、こうした事項との整合性を図る観点から、一部の基本施策において変更の必要が生じています。

このため、基本施策についても今回の重点施策（重点プロジェクト）の変更に併せて、次のとおり必要な変更を行います。

基本目標②：空気と水がきれいで快適なまち

基本施策②-5：化学物質・土壌汚染対策の推進

ア 課題

- 工場・事業所からの環境への化学物質排出量の抑制
- 土壌汚染の未然防止とともに、土壌汚染確認時の適切な対応

本市には、現在、土壌汚染対策法に基づく指定区域はありません。

また、化学物質では、大気、水質、水底の底質のダイオキシン類について、すべての測定地点において環境基準に適合しています。

イ 取組の方針

① 化学物質などによる汚染の防止

ウ 取組の内容

① 化学物質などによる汚染の防止

市民の取組

- ◇殺虫剤等の化学物質の適正使用
- ◇廃棄物等の野焼却（野焼き）等の自粛
- ◇農薬、化学肥料の使用量削減

事業者の取組

- ◇化学物質の適切な管理
- ◇法令等の遵守と化学物質の排出抑制
- ◇汚染された土壌等について適切な処理
- ◇減農薬農業の推進

市の取組

- ◇広島県が実施する化学物質・土壌汚染対策への協力
- ◇環境保全型農業の普及、促進
- ◇廃棄物焼却炉等の設置者に対するダイオキシン類の排出基準適合の指導強化
- ◇P R T R制度の適切な運用の周知

エ 目 標【 変更後 】

- すべての測定地点（大気、水質及び水底の底質各 1 地点）でダイオキシン類の環境基準に適合（現状維持）
- **P R T R対象物質の環境への排出量が現状(平成 22(2010)年度：排出量 1,175 トン/年)よりも減少**

エ 目 標【 変更前 】

- すべての測定地点（大気、水質及び水底の底質各 1 地点）でダイオキシン類の環境基準に適合（現状維持）
- P R T R対象物質の環境への排出量が現状(平成 20(2008)年度：排出量 347 トン/年)よりも減少

【変更理由】

平成 21 年 10 月 1 日、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」の一部改正が施行され、P R T Rの対象となる物質が、従前の 354 物質に新たに 108 物質が追加され 462 物質となったことに伴い、P R T R対象物質の排出量が増加したため。

基本目標④：地球にやさしい循環のまち

基本施策④-1：地球温暖化対策の推進

ア 課 題

- 市民、小規模事業者等を巻き込んだ全市あがりの二酸化炭素などの排出削減

県内の二酸化炭素排出量は、産業部門、運輸(自動車)部門、民生(家庭)部門など増加傾向にあります。大手企業などの特定排出者の施設や市の管理する施設については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出量の把握と排出削減に取り組んでいます。

また、家庭などについては、排出削減への取組が充分とは言えません。温暖化対策については、限定的な実施にとどまっていることから、全市的な取組に進展させることが求められます。

イ 取組の方針

- ① 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

ウ 取組の内容

① 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

市民の取組

- ◇太陽光発電システム・省エネ設備導入の協力
- ◇省エネ製品の購入，買い換え
- ◇低公害車・低燃費車の購入，買い換え
- ◇省エネ行動の取組
- ◇エコドライブの実践
- ◇自転車・公共通機関の利用
- ◇バイオマス等の利用協力
- ◇廃食油の回収協力
- ◇屋上緑化，壁面緑化などの取組
- ◇環境家計簿の取組

事業者の取組

- ◇太陽光発電システム・省エネ設備導入の協力
- ◇省エネ製品の購入，買い換え
- ◇低公害車・低燃費車の購入，買い換え
- ◇省エネ活動の実践
- ◇エコドライブの実践
- ◇自転車・公共通機関の利用
- ◇モーダルシフトの推進（輸送）
- ◇バイオマス等の利用協力
- ◇屋上緑化，壁面緑化などの取組
- ◇環境マネジメント※システム導入

市の取組

- ◇「大竹市地球温暖化対策実行計画」の推進による市の管理施設での二酸化炭素量の排出削減
- ◇環境家計簿の普及
- ◇環境マネジメントシステムの普及促進
- ◇市民・企業などによる自主的な活動の支援と率先的な取組の促進
- ◇広報，ホームページなど様々な手段により省資源・省エネルギーやリサイクルなどに関する情報の提供と共有化
- ◇公共施設への太陽光発電システム・省エネ設備の導入
- ◇屋上緑化，壁面緑化など都市緑化の推進や奨励

エ 目標【変更後】

● 地球温暖化対策の目標値の設定：

現状 公共施設の二酸化炭素排出量削減の目標値の設定

⇒公共施設の二酸化炭素排出量削減の目標値の見直し「第四次大竹市地球温暖化対策実行計画の策定」

⇒全市での二酸化炭素排出量削減の目標値の設定

エ 目標【変更前】

● 地球温暖化対策の目標値の設定：

現状 公共施設の二酸化炭素排出量削減の目標値の設定

⇒公共施設の二酸化炭素排出量削減の目標値の見直し「第三次大竹市地球温暖化対策実行計画の策定」

⇒全市での二酸化炭素排出量削減の目標値の設定

【変更理由】

「第三次大竹市地球温暖化実行計画」の計画期間が、平成24年度から5ヶ年間であり、平成28年度末には現行の実行計画の計画期間が満了し、新たに「第四次大竹市地球温暖化対策実行計画」を策定する必要があるため。

基本施策④-2：ごみの削減と適正処理の推進

ア 課題

- 1人1日あたりのごみ排出量の削減対策
- ごみの不法投棄（ポイ捨てを含む）対策

可燃ごみは、固形燃料（RDF）施設（夢エネルギーセンター）で資源化していますが、1人1日あたりのごみ排出量は県平均並みです。また、アンケート調査によると、ごみの不法投棄（ポイ捨て含む）への不満があります。

イ 取組の方針

- ① ごみ排出量の抑制
- ② ごみの適正処理と不法投棄の防止

ウ 取組の内容

① ごみ排出量の抑制

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">◇4Rの実践によるごみの減量化（生ごみ処理容器、マイバッグ、フリーマーケットなどの実践）◇グリーン購入の実践◇分別収集への協力	<ul style="list-style-type: none">◇4Rの実践によるごみの減量化◇分別収集への協力◇過剰包装などの自粛◇グリーン購入の実践◇フリーマーケットなどへの協力
市の取組	
<ul style="list-style-type: none">◇ごみの減量化に向けての4Rの周知◇生ごみ処理容器の購入支援◇マイバッグ持参運動の推進◇ごみの分別細分化の検討◇持ち込みごみ有料化及び指定有料袋（処理料金上乘せ）の導入の検討◇地域拠点回収の充実	

② ごみの適正処理と不法投棄の防止

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">◇適正なごみ処理の推進◇ごみのポイ捨ての禁止◇不法な処理や投棄の監視、通報	<ul style="list-style-type: none">◇法令遵守による適正なごみ処理◇ごみのポイ捨ての禁止◇不法な処理や投棄の監視、通報
市の取組	
<ul style="list-style-type: none">◇適正なごみ処理に向けて市民の意識啓発◇不法な処理や投棄の監視◇ポイ捨て及び資源ごみ抜き取り防止条例制定の検討	

エ 目 標【 変更後 】

- 1人1日あたりのごみ排出量：804g以下(平成29(2017)年度)
【家庭系ごみの1人1日排出量：現況値719g(平成20(2008)年度)⇒
710g(平成27(2015)年度), 591g(平成32(2020)年度)
- ごみのリサイクル率：現況値65%(平成20(2008)年度)⇒
67%(平成27(2015)年度), 68%以上(平成32(2020)年度)

エ 目 標【 変更前 】

- 1人1日あたりのごみ排出量：902g以下(平成29(2017)年度)
【家庭系ごみの1人1日排出量：現況値719g(平成20(2008)年度)⇒
710g(平成27(2015)年度), 700g(平成32(2020)年度)
- ごみのリサイクル率：現況値65%(平成20(2008)年度)⇒
67%(平成27(2015)年度), 68%以上(平成32(2020)年度)

[変更理由]

平成25年3月に新たに「大竹市一般廃棄物処理基本計画」を策定したことに伴い、この処理基本計画に掲げる平成32年度の排出量の目標値を適用します。

基本目標⑤：より良い環境づくりにみんなで取り組むまち

基本施策⑤-1：環境学習・教育の推進

ア 課 題

- 環境学習・教育への市民参加の拡大対策
- 環境学習・教育の低い満足度への対策

環境学習・教育は、市民の環境問題への関心や理解を深め、環境負荷低減のための率先の実践につなげていくことが重要です。環境学習・教育については、開催状況などの情報不足や市民が参加できる機会が少ないこと、興味のあるテーマが少ないことなどの不満があります。

イ 取組の方針

- ① 環境情報の提供と市民の関心度の向上

ウ 取組の内容

① 環境情報の提供と市民の関心度の向上

市民の取組

- ◇環境学習・教育事業への協力と参加
- ◇環境保全活動を担う人材の育成・協力

事業者の取組

- ◇講師の派遣等の環境学習・教育事業への協力と参加
- ◇環境保全活動を担う人材の育成への協力

市の取組

- ◇環境学習会や出前講座の開催
- ◇広報，ホームページなど様々な手段により環境情報の提供と情報の共有化を推進
- ◇子どもから大人までの幅広い年齢層を対象にした環境学習・教育の機会の創出とニーズへの対応
- ◇環境保全活動を担う人材の育成
- ◇小中学校における環境学習授業の推進

エ 目標【変更後】

● 環境学習会，出前講座の開催：

現状 1 回／年（小瀬川干潟観察会：平成 22(2010)年度）⇒
2 回以上／年（平成 27(2015)年度），2 回以上／年（平成 32(2020)年度）

● 環境学習・教育への参加者：

現状 37 人（小瀬川干潟観察会：平成 22(2010)年度）⇒
50 人以上／年（平成 27(2015)年度），660 人以上／延合計人数（平成 32(2020)年度）

エ 目標【変更前】

● 環境学習会，出前講座の開催：

現状 1 回／年（小瀬川干潟観察会：平成 22(2010)年度）⇒
2 回以上／年（平成 27(2015)年度），2 回以上／年（平成 32(2020)年度）

● 環境学習・教育への参加者：

現状 37 人（小瀬川干潟観察会：平成 22(2010)年度）⇒
50 人以上／年（平成 27(2015)年度），50 人以上／年（平成 32(2020)年度）

【変更理由】

平成 28 年 3 月に「第五次大竹市総合計画（わがまちプラン）」の後期基本計画を策定したことに伴い，この基本計画に掲げる平成 32 年度の目標値を適用します。